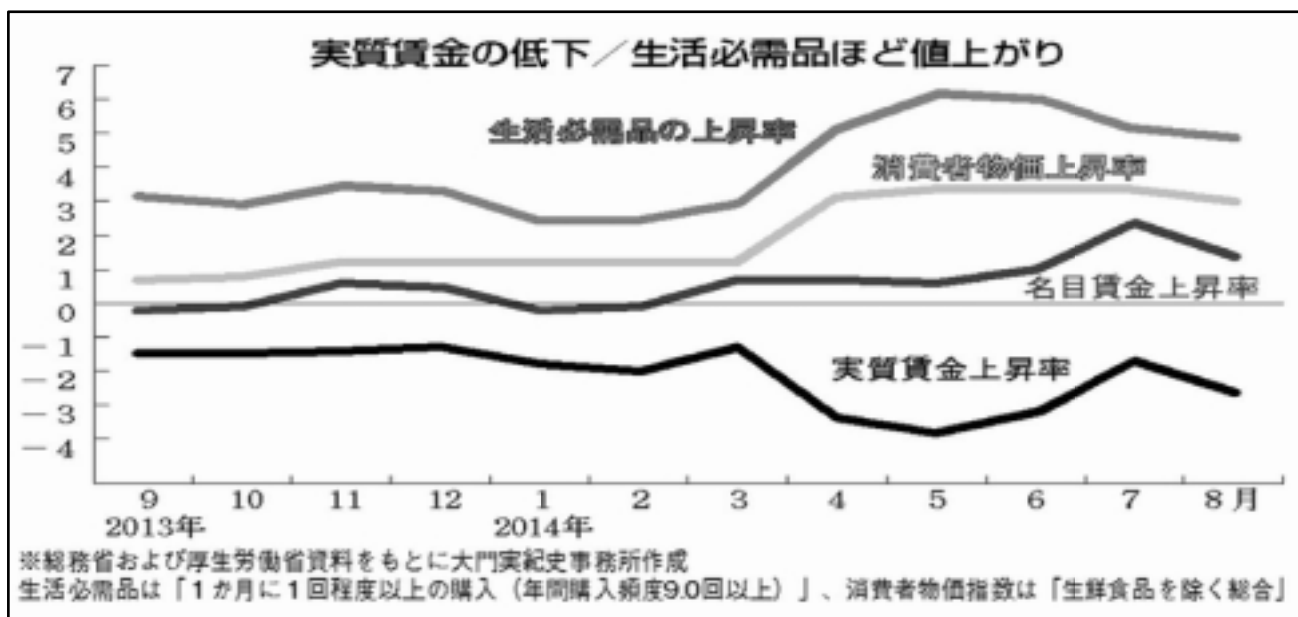


実質賃金14ヵ月連続のマイナス暮らし・雇用の日々悪化を実感



厚生労働省が10月17日に発表した毎月勤労統計調査で、実質賃金が14ヵ月連続のマイナスとなったことがあきらかになりました。

実質賃金は、勤労者の現金給与総額（名目）から消費者物価の上昇を差し引いたものですが、消費税増税があった今年4月は3%を超すマイナスに落ち込み、春闘以降も減少が続いています。8月の実質賃金は1年前にくらべ、3.1%の減少です。

「アベノミクス」は、①インフレ政策で物価を上昇させることを目標にした金融政策と、②公共投資など財政支出の拡大、③さらに「世界でもっとも企業が活躍しやすい国」を掲げた規制の緩和・撤廃などが柱です。

その結果が、大企業のもうけと内部留保を増やただけで、国民の暮らしはよくなり、食料

品やガソリンなど消費者物価を上昇させているのです。

企業がもうけを増やせば賃金も上がると、安倍首相は言いましたが、現実とはまったく違いました。安倍政権が発足してからほとんどの期間に実質賃金の低下が続いているのは、「アベノミクス」では経済の好循環が生まれないことの証明です。いま必要なのは、消費税の再増税を中止し、賃金を引き上げ、実質賃金を改善することです。

連合労組も賃上げ要求検討

連合労組は来年の春闘に向けての討論集会を始めました。討論に参加した各労働組合の代表が、こもごも物価の上昇を上まわる賃上げが必要と訴えていました。

東芝の職場を明るくする会

〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル

2014年11、12月

TEL・FAX 044-555-4190
090-6536-6186（鈴木）
090-6106-6758（松本）

東芝の職場を明るくする会

ホームページ

検索のキーワードは

「東芝の職場」

//www.kki.ne.jp/akaruku-tsb

日本の雇用を壊す派遣法改悪案 女性や青年の活躍の道も閉ざす

安倍政権は、国民の批判をあびて通常国会で廃案になった労働者派遣法の改悪案を、今国会に再提出し、成立をねらっています。

派遣労働を自由勝手に利用

これまで「臨時的・一時的」な業務に限って認めてきた派遣の原則を大転換し、無制限に広げようとする重大な内容で、「景気の調整弁」として派遣を、企業が自由に使えるようにするというのが最大のねらいです。

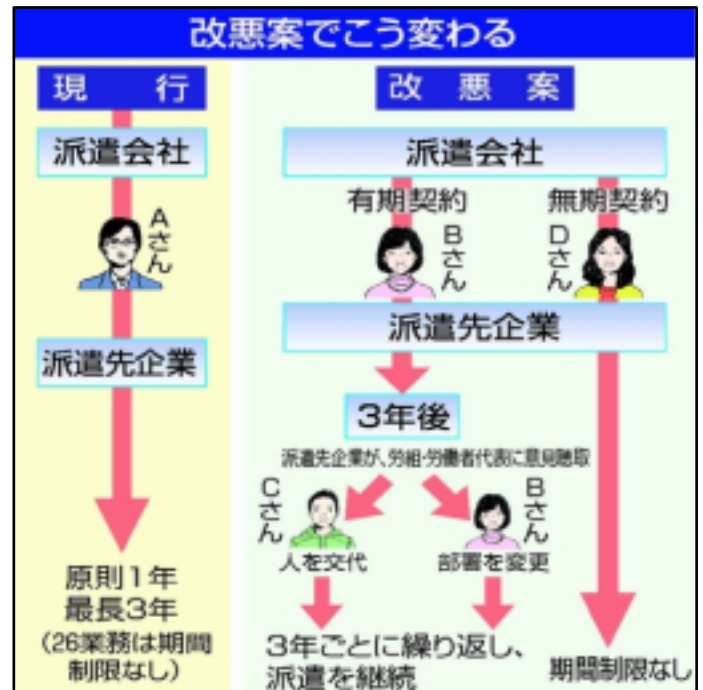
いまの派遣法は、派遣はあくまで「臨時的・一時的」な利用に限って可能としていて、一般業務派遣は期間を制限（原則1年、最大3年）する規制が設けられています。これを超えて働かせる場合、派遣先企業は労働者に直接雇用を申し込む義務があります（第40条4項）。

改悪案では、派遣労働者が派遣会社に無期雇用で雇われている場合は、派遣期間の制限がなくなります。派遣会社の正規雇用になれば安定雇用になり、不安定な身分が改善されるという理屈です。

これは、事実と反するでたらめな主張です。2008年のリーマン・ショックで「大量派遣切り」が強行されたときの例を見ればあきらかです。景気が悪くなったからと派遣先から大量に派遣契約を打ち切られたとき、「うちの派遣労働者は無期雇用だから」と雇用を守った派遣会社がどれだけあったでしょうか。

派遣から正社員への道閉す

改悪法案が成立すれば、派遣労働者は派遣先への正社員雇用の道が閉ざされ、女性や青年が



いつまでも低賃金で不安定な働き方から抜け出せず、派遣のまま働かざるをえなくなります。

特に日本の女性労働者は、55%がパート、臨時、派遣などの非正規雇用です。賃金も男性の6割程度にすぎません。

企業は正社員雇用をやめて、派遣を導入して使い捨てる経営に切り替える危険が高まります。

直接雇用が原則

本来、雇用は、企業主が自分の会社で働かせる労働者を「直接雇用」するのが原則です。派遣労働はこの原則に反して、仲介業者が間に入って賃金をピンハネし、貸し出される「間接雇用」です。

いま求められているのは、派遣は臨時的・一時的業務に厳しく限定して、安易な利用をやめさせること、派遣先の労働者との均等待遇を義務づけることです。

東芝の職場を明るくする会
ホームページは「東芝の職場」

リストラ・雇用・労災などの相談は
電機情報ユニオン03-6450-1777
全 労 連 0120-378-060